

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年11月13日
【会社名】	そーせいグループ株式会社
【英訳名】	Sosei Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 C E O 田村 眞一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町 2 丁目 4 番地
【電話番号】	03 ( 5210 ) 3290 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 C F O 虎見 英俊
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町 2 丁目 4 番地
【電話番号】	03 ( 5210 ) 3290 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 C F O 虎見 英俊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

当社は、2015年11月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に対してストックオプションを付与するため新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号及び同項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. そーせいグループ株式会社第29回新株予約権証券（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に関する事項）

イ 銘柄 そーせいグループ株式会社第29回新株予約権証券

#### ロ 新株予約権の内容

##### (1) 発行数

732個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。）

##### (2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、261円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂一丁目6番2号）に依頼した。当該算定機関は、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社終値4,400円/株、株価変動率72.6%（年率）、配当利率0.0%（年率）、安全資産利率0.04%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額4,130円/株、満期までの期間4.7年、行使の条件）に基づいて、本新株予約権の算定を実施した。当社は、当該算定結果を参考に検討した結果、特に有利な金額には該当しないものと判断し、発行価額を当該算定結果と同額に決定したものである。

##### (3) 発行価額の総額

191,052円

##### (4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

##### (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金4,130円（本新株予約権の発行決議日の前20取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値。ただし、1円未満の端数を切り上げた価額）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式で使用する「時価」は、調整後行使価額をはじめて適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。また、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用し、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2017年7月1日から2020年6月30日（但し、2020年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2016年3月期及び2017年3月期の各事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結包括利益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における売上収益の累計額が230億円以上となった場合に、本新株予約権を行使することができる。

割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記の条件を満たしている場合でも、本新株予約権を行使することができないものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の役員又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1円未満の行使を行うことはできない。

#### (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

国内の当社役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員 20名 732個

- 二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係  
当社の完全子会社
- ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容  
取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。
- へ 新株予約権の割当日  
平成27年12月11日
2. そーせいグループ株式会社第30回新株予約権証券（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に関する事項）
- イ 銘柄 そーせいグループ株式会社第30回新株予約権証券
- ロ 新株予約権の内容
- (1) 発行数  
4,268個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。）
- (2) 発行価格  
本新株予約権1個当たりの発行価格は、281円とする。  
当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂一丁目6番2号）に依頼した。当該算定機関は、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社終値4,400円/株、株価変動率72.6%（年率）、配当利率0.0%（年率）、安全資産利率0.06%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額4,130円/株、満期までの期間5.7年、行使の条件）に基づいて、本新株予約権の算定を実施した。当社は、当該算定結果を参考に検討した結果、特に有利な金額には該当しないものと判断し、発行価額を当該算定結果と同額に決定したものである。
- (3) 発行価額の総額  
1,199,308円
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数  
本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。  
なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。  
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。
- (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額  
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は、金4,130円（本新株予約権の発行決議日の前20取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値。ただし、1円未満の端数を切り上げた価額）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式で使用する「時価」は、調整後行使価額をはじめて適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。また、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用し、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2018年7月1日から2021年6月30日（但し、2021年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2016年3月期及び2017年3月期の各事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結包括利益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における売上収益の累計額が230億円以上となった場合に、本新株予約権を行使することができる。

割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記の条件を満たしている場合でも、本新株予約権を行使することができないものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の役員又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

#### (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

八 発行方法

当社及び子会社の役員及び従業員に割当てる。

二 引受人の氏名又は名称

該当事項なし。

ホ 募集を行う地域

英国を中心とする海外地域

へ 手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権の募集は、新株予約権者の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としたものであり、資金調達を目的としていません。また、本新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難です。従って、差引手取金概算額の具体的な用途については、現時点では未定であり、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定します。

ト 新規発行年月日（割当日）

2015年12月11日

チ 新株予約権を上場する金融商品取引所の名称

該当事項なし。

リ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

海外の当社役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員 81名 4,268個

又 その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

(1) 資本金の額 23,894,871,063円

(2) 発行済株式総数 普通株式 16,330,500株

以 上